

プラットフォームサービスに関する研究会（第40回）

令和4年12月16日

【宋戸座長】 それでは、始めさせていただきたいと思います。本日も皆様、年末のお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。定刻でございますので、プラットフォームサービスに関する研究会の第40回会合を始めさせていただきます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内があるということですので、よろしく願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宋戸座長、ありがとうございます。総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。

まず、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内いたします。本日の会議の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴としております。事務局において傍聴者は発言ができない設定としておりますので、音声設定を変更なされないようお願いいたします。

次に、構成員、発表者の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て座長から発言者を指名する方式で進めさせていただきます。

発言の際には、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。御発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しく下さい。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続をお試しいただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時、事務局や座長宛てに御連絡をいただければ対応いたします。

本日の資料の確認でございます。本日の資料といたしまして、資料1から資料6まで、また、参考資料1を用意しております。

注意事項は以上でございます。

なお、本日、木村構成員、手塚構成員、山本構成員は遅れて御参加と伺っております。

また、新保座長代理、大谷構成員は御欠席と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行を宍戸座長にお願いしたいと存じます。宍戸座長、よろしくお願ひいたします。

【宍戸座長】 承知しました。

本日の進め方でございますが、まずは事務局より、これまでの主な検討の経緯と今後の検討の方向性について御説明いただきたいと思います。その後ですけれども、インターネット上の違法・有害情報に関し、有識者の皆様からヒアリングをさせていただきたいと考えております。

まず、三菱総合研究所安江様より資料2「インターネット上の違法・有害情報に関する流通実態アンケート調査」について、その次に、法律事務所アルシエン清水様より資料3「現状の課題」について、最後に、本研究会のメンバーである生貝構成員より「EUデジタルサービス法と日本の制度の在り方」について御発表をいただきます。

今回は、それぞれ有識者の皆様から御発表をいただいた後、質疑の時間を個別に設ける予定でございます。構成員の皆様から御意見、御質問等をいただくことにしたいと思います。それを受けまして、最後に事務局より今後の検討の進め方などについて御説明をいただくことを考えております。

これが本日のアジェンダでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、まずは事務局より、資料1「これまでの主な検討の経緯と今後の検討の方向性（案）」を御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。それでは、資料1に基づきまして、「これまでの主な検討の経緯と今後の検討の方向性」について説明申し上げます。

まず、資料1の1ページ目でございます。誹謗中傷対策関係でございます。8月にお取りまとめいただきました第2次取りまとめまでの検討の経緯でございます。コンテンツモデレーションの運用に関しまして、プラットフォーム事業者による透明性・アカウントビリティの確保に不十分な点が見られたことを踏まえ、透明性・アカウントビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要と、お取りまとめいただいたところです。

これを受けまして、今後の検討の方向性といたしまして、コンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの在り方について、具体的にどのような仕組みが考え

られるか、例えば何をどのように開示するのかといったことについて検討してはどうかというところを挙げてございます。

また、違法・有害情報の流通が引き続き深刻である実態を踏まえ、これらを実効的に抑止する観点から、透明性・アカウントビリティの確保以外の対策についても、過剰削除の懸念や表現の自由の萎縮を防ぐ観点も十分に考慮した上で、プラットフォーム事業者の役割について検討することが必要ではないかということも挙げてございます。

最後に、検討に当たっては、海外における議論も参考にしつつ、プラットフォーム事業者及び被害者との対話を図りながら行うことが必要ではないかというところを挙げてございます。

2枚目にお進みください。偽情報対策に関して、これまでの主な検討の経緯と今後の検討の方向性についてでございます。第2次とりまとめまでの検討の経緯といたしまして、偽情報対策に関するヒアリングにおいても、プラットフォーム事業者の透明性・アカウントビリティの確保状況に不十分な点が見られ、偽情報への対応に関する透明性・アカウントビリティの確保に向けて、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等、行政からの一定の関与を具体的に検討することが必要と取りまとめられたところでございます。

また、フィルターバブルやエコーチェンバーといったSNS等のプラットフォームサービスの特性についても検討が行われまして、攻撃的な傾向への誘導やフェイクニュースの拡散、社会的分断を生じ得るとの指摘があったところでございます。

これらを踏まえまして、今後の検討の方向性といたしまして、偽情報に対するコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティ確保の在り方の具体的な検討に向けて、まずはプラットフォーム事業者等のステークホルダーによる自主的な対応について追加的にヒアリングを実施し、関係者間で参照しやすい取組集をまとめ、それを踏まえ検討することとしてはどうかということも挙げてございます。

また、フィルターバブルやエコーチェンバーといったSNS特有の現象の影響についても、プラットフォーム事業者等からヒアリングしつつ検討を進めてはどうかということも挙げさせていただいております。

資料1に関しての説明といたしましては、以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、本件につきまして御意見、御質問等がある方がおられましたら、私にチャット欄等でお知らせいただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。今、スライドが出ておりま

すけれども、1ページでは誹謗中傷対策関係について、2ページでは偽情報対策関係について、今後の検討の方向性を案として事務局よりお示しいただいているところでございますが、何か御質問あるいは御意見等ございますか。

【宍戸座長】 それでは、この方向性自体については御異議ないものと取り扱わせていただき、今後このような方向で検討を進めさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

それでは、アジェンダの2番目でございます。インターネット上の違法・有害情報に関し、先ほど申し上げましたが、有識者の皆様から御発表をいただき、それぞれについて質疑を行わせていただきたいと思います。

まず、資料2につきまして、三菱総合研究所安江様より御発表をお願いいたします。

【安江氏】 三菱総合研究所の安江です。本日はよろしくお願ひいたします。私のほうからは、インターネット上の違法・有害情報に関する流通実態アンケート調査ということで、以前にも同様のアンケートを御報告しましたけれども、今回また行いましたので、御報告したいと思います。

めくっていただきまして、目次を見ていただければと思います。本日の資料の構成ですけれども、最初に調査概要がありまして、続きまして、インターネット上のサービスの利用状況について、経験の有無や頻度、利用規約の確認状況を尋ねています。

次に、違法・有害情報に関する投稿の流通状況ということで、目撃状況とか、実際に被害に遭ったとか、あるいは安全・安心機能の利用状況とか、削除要求の権利の認知度、プロ責法改正の認知度といったものを尋ねています。

その次が4番ということで、相談窓口と事業者への違反報告・申告の利用状況についてということで、利用状況や認知度について尋ねています。

5番目が削除申請や依頼に対する考え方で、第三者機関があった場合どうかなど考えを聞いています。

最後に、サービス提供事業者による対応状況、削除や凍結といったものに関する状況について尋ねています。

次に2ページということで、調査概要について簡単に御説明します。調査概要は基本的にこれまでと同様ですけれども、今回、調査群①②③を設定していますので、そこだけ御説明します。

調査群①は、これまでと同じように、国内の15歳から99歳までの男女2,000名、国内の

インターネット利用者の性別・年代別の構成比に基づいて割りつけを行って回収しており、アンケートの質問は、基本的にはこの回答者からの回答によって集計しています。

ただし、サービス提供事業者への違反の申告や報告をしたことがある人への設問、あるいはサービス提供事業者から投稿の削除等の対応をされたことがある人への設問、こういった場合には、2,000名の回答者からは十分な回答者数を得ることができないので、それぞれ合計400名以上を集めたいということで、調査群②と③で別途調査群①で足りない部分を補うということで、回収をしている形になります。

資料の中で、どの調査群での回答に基づいて集計しているかというのは、資料のページの右上に①や②と書いていますので、そちらを御覧いただければと思います。

時間がないので3ページから5ページは割愛させていただきまして、6ページに移りたいと思います。まずサービスの利用状況ということで、各サービスの閲覧経験・書き込み経験・閲覧頻度になっています。過去1年間の閲覧経験でいうと、YouTube、Twitter、Googleマップ、Instagram、Yahoo!コメントなどが多いということになっています。また、書き込みや投稿の経験でいうと、Twitter、Instagram、YouTubeが多いということになっています。いずれも複数回答で答えてもらっています。また、閲覧頻度でいうと、Twitter、Instagram、YouTube、LINEのOpenChatとVOOM、TikTokといったものが高い傾向にありました。

7ページ、利用規約の確認状況です。利用規約に目を通さずに利用している、利用規約の存在を知らなかった人が、半分よりちょっと少ない、47.2%という状況でした。

続きまして、8ページから、こちらは違法・有害情報に関する投稿の流通状況ということで、目撃とか被害の状況といったものの設問になっています。

8ページは、目撃経験と目撃したサービスについて尋ねた結果です。まず、他人を傷つけるような投稿を誹謗中傷と呼んでいますけれども、それについては、約半数、50.9%が目撃しています。過去1年間にいずれかのSNSを使った人1,641名のうち、約半数が目撃しているということです。

その目撃はどのサービスでしたかということを探ねたのが右側のグラフですけれども、一番多かったのがTwitterで、次がYahoo!コメントのニュース、YouTubeという順番でした。こちらについては、サービス利用者の多さを6ページで出していますが、それと目撃経験の多さがやや関連が見られたということで、そういった要素もあるのかなということも考えられました。

続きまして9ページは、粘着を目的とした投稿の目撃とか炎上を尋ねています。まず、左側のグラフですけれども、他人を傷つけるような投稿のうち、粘着を目的とした投稿、これを数日に1回以上の頻度で目にしてている人が半数弱いたということで、47.5%でした。一方で、真ん中のグラフですけれども、炎上事案を数日に1回以上目にしてている人は2割強ぐらいでした。また、その炎上事案に対し、さらにコメントを返したり、再投稿したりというようなことをしたことがある人は1割弱という結果でありました。

次が10ページになります。今度は被害の経験ですけれども、過去1年間にSNSを利用した人のうち、8%が誹謗中傷の被害に遭っているという回答結果でした。年代別に見ると、20代と30代が大体8人に1人ぐらいという感じで相対的に多くて、次が40代という結果でした。

次のページでは、その被害はどのサービスで受けたかということですが、こちらについてはTwitterが最も多くて、以下、YouTube、Facebook、Instagram、2ちゃんねる、5ちゃんねるという順番でした。これについてもサービス利用者の多さとの関係が一定程度見られるということで、サービスの利用者が多いと被害を受けることも多いという、そういうような関連もある程度見られたという結果でした。

次のページです。今度は繰り返しとか炎上の被害に遭ったかどうかといったことをお尋ねしています。左側のグラフですけれども、不適切な投稿を繰り返しされた経験があるかということについて、パターンを少し分けて聞いていますけれども、この中でいうと、「特定の人により繰り返し受けた」というのと、「特定の人が単発で不適切な投稿をしてきた」というのが相対的に多いということでした。

右側、炎上に遭った経験ですけれども、違法・有害情報に関する投稿をされたことがある人のうち、半分強が炎上事案の被害に遭っているという結果でした。回答数の規模もありますので、どの程度を見るかというのもありますけれども、そういう結果だったということになります。

次に、13ページですけれども、今度は安心・安全機能の利用状況ということで、例えばミュートやブロックなどの機能について、知っているか、使ったことがあるかということをお尋ねしています。左側ですけれども、全回答者に尋ねた結果、「機能を利用したかったけれども利用方法が分からなかった」とか、「機能があること自体知らなかった」人が半分以上いたという状況でした。他方で、実際被害に遭ったことのある人について聞くと、「機能を理解した上で利用している」のが45%で、左側に比べて倍近くの比率になってい

るので、高くなっていくという結果でした。

続きまして、削除請求をする権利についての認知度ですけれども、これについては、削除請求する権利があることを知っている人は3割強で、年代別に見ると10代が一番多いということで、あとは20代、30代が逆に相対的に少ないという結果でした。

8番目がプロバイダ責任制限法の改正についての認知度で、「知っている」と答えた人が3割弱です。年代別に見ると、10代が最も高かったという結果でした。

次に相談窓口と違反報告・申告の利用状況ですけれども、まず、外部の相談窓口について、そういうものがあることを知っているかどうかについては、4分の3弱が「知らなかった」または「利用したかったけれども分からなかった」ということで、実際知っていて利用したことがある人は3.4%と非常に少ない結果でした。年代別に利用経験がある人を見ると、10代が最も相対的に多いという結果でした。

今度は個別の相談窓口の認知度について、代表的なものについて尋ねています。全体としてあまり高いとは言えないんですけれども、「みんなの人権110番」と地方自治体の各種相談窓口が相対的に高いということで、相談窓口の存在を知っている人の中で尋ねてみると、この2つは半数ほどが知っているという結果でした。

年代別に見たのが右側になりますけれども、「みんなの人権110番」は全体として高い結果でした。地方自治体の各種相談窓口は10代で最も高いんですけれども、それ以外は年代が上がるほど高くなる。逆に言うと、年代が下がると低くなるという結果でした。

今度は事業自体の違反の申告・報告について、まず認知度、左側のグラフですけれども、事業者に対する違反の申告や報告について、「分からなかった」「知らなかった」という人が半数弱いるという状況でした。

違反の申告とか報告について、やったことがある人に聞いたところ、方法とか連絡先の見つけやすさはどうだったかということについて、「簡単だった」「やや簡単だった」という人が65%なので、そんなに難しいものではなかったという結果かなと考えられます。

また、申告フォームについて、「完全に当てはまる項目があった」「完全に当てはまる項目はなかったけれども近い内容を選んだ」という人が半数強なので、逆に言うと、「うまく書けなかった」「選べなかった」という人が44%程度と考えられます。

申請フォームについて、文章の記入や証拠の添付がどうだったかということについて、まず左側、文章記入欄について、「書きたいことを全部書けた」というのが34.8%、3分の1よりちょっと多いぐらいということでした。残りは「字数制限があった」、「文章記入

欄がなかったのでもよく伝えられなかった」という結果でした。

右側ですけれども、不適切な箇所のスクリーンショットなどを添付することができたというのが3割弱、28.7%ということで、こちらもそんなに多いことではなかったという結果になりました。

今度は事業者の対応ということで、まず、報告とか申告をした場合、受けましたよという受領連絡があったかどうかというのが左側のグラフですけれども、受領連絡があったのが3分の1ぐらい、33.9%という結果でした。

また、申告とか報告をした結果、サービス提供事業者が削除等の何らかの対応を取ったか、取ることにつながったかということについては、26.2%、4分の1強でそういった対応が行われたという回答でした。

それから、そういった対応の日数について尋ねています。まず、違反の申告とか報告への対応日数ですけれども、何回もそういう報告を申告したとか報告したという人と、1回だけという人もいろいろいるんですけれども、そういった対応回数によらず、3分の2程度の人が3日以内で大体対応されたということでした。

当然、日にちの幅があるんですけれども、最短で何日ですかというのが真ん中で、これは大体3日以内で対応されましたよというのが4分の3でした。右側が最長でどのぐらいですかということですが、これでいうと3日から1週間以内という人が半分ぐらいが一番長いということで、当然そういう幅があったという結果になります。

それについて、早いと思うかどうかというのが次の22ページですけれども、全体として見た場合、一番左のグラフでいうと、8割弱の人が「早い」から「やや早い」ということで、割とちゃんとやってくれているなというような認識の回答でした。真ん中、最短日数についても4分の3ぐらいが「早い」「やや早い」と感じているので、これも満足度が高いのかなということです。最長日数についてという、先ほど申したように、1週間ぐらいかかる場合も結構あるので、少しそういった比率が下がるという結果でした。

それから、違反の申告とか報告した場合、対応はされない場合も当然ありますけれども、その場合、理由の通知があったかということと、その理由に納得しているかというのが、23ページのグラフになります。左側がまず、そういった理由の通知があったかですけれども、理由の通知があったのは大体4分の1弱、24.5%の場合は通知があつて、それ以外はなかったという結果でした。また、通知された理由について、それならしょうがないと納得できた人は6割ぐらいでした。

次に、5番が削除申請・依頼に対する考え方についてで、実際、違法・有害情報などを削除申請する場合、あるいは自分が投稿したものが削除される場合について、どういう形がいいのかをいろいろ尋ねた形になっています。

24ページは、そういった削除の申請や依頼をするときに、直接相対してやるのか、それとも第三者が入ってやるのかと分けて聞いていまして、左側の場合は、自分が削除申請したり、あるいは削除申請される形になっています。誰が削除するのがいいのかというのを聞いていて、SNS事業者がやる場合と、裁判に訴えて削除させる場合と、政府が削除依頼するパターンを聞いていますけれども、グレーの「分からない」というところが48%と一番多いんですけども、それを除くと、「SNS事業者が被害者からの申請に応じて削除すべき」という人が一番多いということでした。

右側、何らかの支援を行う第三者機関が存在する場合という設定で、第三者機関の在り方について、パターンを分けて、どういう場合なら利用したいかということですが、これも「分からない」が半分ぐらいあって一番多いんですけども、それを除くと、どれもほぼ同じ程度です。強制力の有無とか自分の負担の大きさによって分けているんですけども、大体同じぐらいということで、今のところは意見が分かれているという状況でした。

25ページ、第三者機関が削除依頼に対して強制力を持って依頼できる場合と、強制力を持たないお願いベースの依頼の場合ということで分けて聞いています。このときに、要は反対意見を述べる機会があるかどうかということですが、結論から言うと、第三者機関の削除依頼から強制力を持つ場合と持たない場合、どちらであっても、反対意見を述べる機会があったほうがいいのかというのは割れて、大体同じぐらいだったという結果でした。

最後、6番がサービス提供事業者への対応状況ということで、自分の投稿したものが削除等されたかどうかということについて尋ねています。まず、サービスを利用して、サービス提供事業者から投稿の削除等をされたことについて、どういうサービスだったかというのが26ページですが、一番多いのがTwitterで、次がInstagramという結果でした。

次、27ページ、そういった対応をされるときに通知などで説明があったかどうかということと、それについて納得しているかどうかということですが、対応された場合、いずれのサービスについても半分以上、通知や説明があったということでした。他方で、通知や理由の説明があった場合でも、納得している人は多くない、少ないという結果だったので、

対応された場合は納得していないという状況です。

それから、対応について意見表明の機会があったかどうかですけれども、意見表明の機会は、多くのサービスの半分以上で意見表明の機会があったということですが、その後の満足度は同様にサービスによってばらつきがあったということで、ケース・バイ・ケースということかなと考えています。

最後、案内時の言語について、そういった対応に関する通知とか意見表明機会の案内の言語は何で行われているかということですが、多くのケースで日本語で行われていて、サービスによって異なりますけれども、半分から8割強、日本語でした。それ以外の場合はほとんどが英語で行われているという結果でした。

すいません、駆け足になりましたけれども、説明は以上になります。

【宍戸座長】 安江さん、ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、構成員の皆様方から御質問、御意見があれば、いただきたいと思います。チャット欄等で私にお知らせいただきたいと思いますが、いかがですか。

崎村構成員、お願いします。

【崎村構成員】 単純な質問ですが、何ページだったか忘れてしまったけれども、炎上した場合というのがあったんですが、炎上の定義を、聞き逃したのかもしれないですが、もう一度お聞かせいただければと思います。

【安江氏】 9ページの炎上事案の目撃経験で、設問文が下にあり、「特定の人物を誹謗中傷するような投稿が複数回繰り返されている状況（いわゆる「炎上事案」の一種）」という形でやっており、このアンケート自体は基本的には誹謗中傷にある程度フォーカスして尋ねていることもあるので、そういった文脈で炎上の一種と捉えて尋ねている形になっております。

【崎村構成員】 なるほど。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ほかに御質問、御意見いかがですか。

宮内構成員、お願いします。

【宮内構成員】 宮内でございます。非常に多面的な調査、どうもありがとうございます。教えていただきたいのですが、7ページ、利用規約の確認状況について、これを半分以上の人が目を通していているというのはとても私には生活実感からいうと信じられない気持ちもするんですが、これは対象のかなりの部分、2ページの調査群②や調査群③が、そ

もそも何かのアクションを起こしている人が結構な数入っているから、このような半分以上の人が利用規約に目を通していているということになったのかなと思っているのですが、その事情がもし分かれば教えていただきたいのが1点です。

それからもう1点、これはすごくつまらないことですが、誹謗中傷と他人を傷つける投稿とは別概念だと私は思っていて、事実をそのまま言っても他人を傷つけるかもしれない、でもそれは誹謗中傷じゃないですよ。これはどのように見たらいいかとか、どういう聞き方をしているかということについて教えていただきたいと思います。

以上2点、お願いします。

【安江氏】 まず、7ページですけれども、ページの右上に調査群①とありますように、2ページでいうと年代で割りつけた形になっていて、確かに半分以上が見ているというのはどうなんだというのはいろいろな感じ方があるんだと思いますけれども、逆に言うと半分は見えていないという部分もあるので、そこは私も、どう捉えるかというのはいろいろあるかと思えます。

【宮内構成員】 私の実感では2割ぐらいの人が見ていれば多いぐらいかなと思っていたんですけども、半分ってすごいなと思いました。①ということは、一般の人を対象にということですね。

【安江氏】 私は見ているという自己認識なので、そこは差があるかもしれないなと思います。

【宮内構成員】 私自身、いろいろなサービスを使うときに、見えていないものが多いかなと自分では思っていて、弁護士でありながら非常によくないんですけども、でもそのぐらいが実態かなと思っていたので、意外でした。よく分かりました。

【安江氏】 次に誹謗中傷についてですが、確かに誹謗中傷と他人が傷つくというのはイコールではないんですけども、違法・有害情報に関する中で、誹謗中傷によって他人が傷つくという感じで多分理解されて答えていると思っていて、中身の真偽、事実なのかどうかというところは踏み込まない形で、要は他人を攻撃するという形で聞くという趣旨で、分かりやすさもあるんですが、そのようにしています。

【宮内構成員】 攻撃しているなと感じるのがこのぐらいあるよねということですね。

【安江氏】 そうですね。

【宮内構成員】 分かりました。どうもありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、森構成員、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。大変有意義な調査をしていただいたと思いますが、今お示しいただいているページですけれども、調査群①のものが大体だったと思うんですが、例えばこれって、バックグラウンドではといたしますか、右側の返信・再投稿経験というのは、調査群③で数字が分かればかなり面白いのではないかと思います。今は①をお示しいただいていますけれども、お手元に②や③についてはあったりするのでしょうか。

【安江氏】 集計した結果自体、今ここにはないですけれども、当然集計することは可能です。

【森構成員】 分かりました。返信・再投稿とか、②と③と。

【安江氏】 そういう、割とアクティブな人。

【森構成員】 はい。調査群①で比較していただきますとかなり違ったりするのかなと思って、取りあえず私が思いついたのはこれですけれども、調査群③が面白いんじゃないかなと思いますので、③もいずれ機会がありましたら教えていただければと思います。以上です。

【宍戸座長】 ひとまずよろしいでしょうか。安江さんから何かさらにありますか。

【安江氏】 特にございませぬ。そこをみてみますということで。

【宍戸座長】 よろしくお願いします。

それでは、寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 非常に多岐にわたる調査をしていただいて、ありがとうございます。非常に参考になります。

2つあって、1つは感想です。納得していない方が多いんだなという部分で、そういったところの改善点はまだまだあるんだろうなと思いました。

もう1点は、興味本位の部分があるんですが、特徴的なカテゴリー、属性はありましたか。例えば男性と女性の違いとか、職業別をもし聞いていらっしゃったら、結構職業別ではっきりとこれまでの調査とかでは特徴的なところが出たりすることがあったんですが、そういったところでどこか気になるようなところってありましたか。

【安江氏】 今回の集計では、まだ属性別の比較までできていないところですが、そこもどのぐらい差が出るかというのはやってみないと分からないところが当然あるんですけれども、少し見られればと思います。

【寺田構成員】 ぜひその辺、何か特徴的な、あまり差がないようであれば別にいいんですけれども、時々こういうのって、ある属性のところ偏っていることが。

【安江氏】 そうですね、以前に別の研究会で海賊版についてもアンケートを御報告したことがあるのですが、そのときも年代とか職業で違いがどうかというのを出したのですが、あるようなないようなみたいなところも結構あるので、その辺も含めて少し見たいと思います。

【寺田構成員】 すいません、よろしく願いいたします。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかに、安江さんの発表について、何か御質問あるいは御意見ございますか。

【宍戸座長】 ひとまず今の段階ではよろしいでしょうか。それでは、このラウンドは、ひとまずここまでとさせていただきます。

安江さん、ありがとうございました。

【安江氏】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 それでは、次の有識者御発表に移りたいと思います。資料3につきまして、法律事務所アルシエン清水弁護士、どうぞよろしく願いいたします。

【清水氏】 よろしく願いいたします。私からは、「現状の課題について」ということで発表をさせていただこうと思います。私自身は、ネット中傷の対応ということで、削除や発信者情報開示請求といったものを多数手がけておりまして、その観点から、実務における実感というところでお話をさせていただければと思っております。先ほどの三菱総合研究所様の内容とも重複する部分があったりもすると思いつながりながら聞いてはいたんですけども、取りあえず説明させていただきたいと思います。

次のページをお願いします。まず、コンテンツモデレーションに関してということで、薬物やヘイトスピーチなどについては一定の対応がされているなど感じるところもあるんですけども、他方で名誉毀損やプライバシー権侵害みたいなものについては、監視・対応は不十分なのではないかと感じています。

削除や開示は基本的に裁判所がそれを命じた際のみ応じるといったコンテンツプロバイダが多いかなという印象を持っておりまして、そのような状況になっている原因としては、恐らく名誉やプライバシーみたいなものが、侵害か否かの判断が事実関係によってくるところが大きな事情として挙げられるのかなと思っています。

次のページをお願いします。結果として対応されない状況が生じるわけですが、

そういう状況が生じる大きな理由の一つとしては、プロバイダ責任制限法3条1項という規定があるのかなと思っています。

この条項はプロバイダ等の損害賠償責任を制限するという条項ですが、削除等されない結果としてプラットフォーム側の側に損害賠償請求をしたいという相談も結構私のほうには寄せられるんですけども、なかなかそれは難しいですよというお話をすることが比較的多いです。その理由としては、プロ責法3条1項があるということですが、プロ責法の3条1項というのは、他人の権利が侵害されたことを知っていたときとか、知っていた場合であって、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときについて、この場合でなければ賠償の責めに任じないとされているんです。コンテンツプロバイダに対して、プラットフォーム側に対して損害賠償責任を負わせたいと考えた場合には、裁判でこの点について勝ち取っていく必要があるということになるわけですが、このハードルが高いということです。実際にプロバイダ等に賠償責任が命じられた事例はほとんどないのではないかなと思っています。

次のページをお願いします。次に、通報フォーム等の問題点ですけども、大手のプラットフォーム側には、通報ボタンとか、ウェブフォーム等での通報報告ができる仕組みそれ自体は整えられているのかなと思っています。ただ、その対応というのが必ずしも的確なのかという点、そこについては疑問が残る対応もかなり見受けられるかなと思っています。

具体的には、フォームから通報しても、その後自動返信メールすらない場合があります。自動返信メールもないと、受け付けられているのか、それともエラーで届いていないのかという判断もできないわけです。そうすると、通報を繰り返してしまう、何度もやらなければいけない、何度やっても結局来ないので、対応されているのか結局分からないということです。仮に自動返信メールが来れば、違法情報が流通していたことをプロバイダ側が認識したという形で証拠にも使えるようになるわけなので、責任追及したいとなったときに、それを証拠として使えることになってくるので、少なくとも自動返信メールは返してほしいかなと思っています。

次に、通報フォームが設置されていても、最終的に送信できないケースがまれに見られます。恐らくスクリプトに問題があって送信ボタンが押せない状況になっているんですけども、本当にしばしば起きていることがあるので、こういうことがないように、きちんとやってほしいかなと思っています。

次のページをお願いします。引き続き通報フォームですが、通報フォームを探すことが一般的には難しいケースが比較的に見えてくるのかなと思います。先ほどの説明ですと、そんなに大変ではないという話もあったように思いますが、見ていると、ヘルプセンターを深くまで掘っていくなどしないとたどり着けないケースも多いようにも思いますので、ここはもう少し見やすいようにしていただいたほうがいいのかなと思っております。

あとは、通報ボタンしかなくて、具体的理由を記載できないサイトとかアプリもかなり見受けられるように思っています。

あと、フォームの問題ではないんですけども、アカウントが削除とか凍結されて、新しいアカウントが作成されて、そこで中傷が繰り返されるケースもかなり多いかなと思っています。中傷のアカウントは幾つでも作成可能という形になってしまうと、いくら規制してもいちごっこになってしまうことになってしまうので、こういうのは何か規制していただきたいなと思っています。現状だと、Yahoo!コメント、ヤフコメの書き込みをするに当たっては電話番号の認証が必要という形をとられているかと思うんですけども、ほかのところでもそういう対応をとっていただけるといいのかなとも思っています。

また、別の話ですけども、虚偽通報されたということでアカウントが停止されるケースがあります。これについて、アカウントを復活させられないんでしょうかという相談を受けることが比較的にあるんですけども、アカウントの復活に関してのフォームが用意してあるところもそこそこあるんですけども、なかなかそれで回復をしてくれるケースも少ないと思っています。ですので、虚偽通報を防ぐとか、例えば通報がされても受理をしない形の仕組みみたいなものを整えていただく必要があるのかなとも思っています。

次のページをお願いします。フォームからの依頼に対する対応不足ということですけども、特に海外プラットフォーマーの場合ですが、日本人の感覚とか日本の法律上の判断と必ずしも一致した判断がされないと感じています。多くは自らが定める規約違反かどうかというところが主たる判断基準になっているのではないかと思われまして、普通に考えれば名誉毀損だよねと言えるようなものや、ただの侮辱的な内容しか書いていませんというようなものでも、問題ないとして対応されないケースも散見されるようです。

あと、削除対応の硬軟、されやすいかされにくいかという話でいうと、時期による差もかなり大きく出てくるなと感じることがあります。一時期は非常に簡単に対応してくれていたのに、一時期からは全く何も対応してくれなくなったケースはよくあることです。これは基準が定められているのかも分かりませんが、そもそも担当者の気分で対応し

ているのかと感ずることもあつたりするので、この辺りの基準の明確化も必要ではないかと思つております。

あと、通報後、先ほどの発表で対応が早いと感ずるといふご報告もありましたが、1～2年後など忘れた頃に連絡が来るケースもあります。平均対応期間を明確にさせていただきたいと思つております。逆に即日対応不可みたいな連絡が来ることもありまして、そういうケースですと、本当に審査しているのかどうかといふことに不安を覚えることにもなりますので、期間とかルールを明確化させていただきたいと思つております。

次のページをお願いいたします。フォームから削除依頼などをしたときに、認められないといふ連絡が来ればいいんですけども、来た場合、認めない理由が明確に示されていないことのほうがほとんどです。あるとしても、権利侵害と判断しませんでしたとか、これについては対応しないことが決定いたしましたみたいな形式的なことしか書いていませんので、どういふ理由で認められないといふ判断がされたのかといふことが結局分からないので、それに対してさらに反論をするとか再申請といふときに、どういふところを補充すればいいのかといふことが分からないケースが非常に多くあります。

それで仮に認めないといふ判断がされた場合には、その判断も固定されがちになってしまうかなといふ印象もあります。削除請求しても、以前回答したとおりですといふような形式的回答が来てしまうケースも散見されるどころです。

アカウントの復旧をしたいといふケースの対応が遅いことは、先ほど述べたところでは、

次のページをお願いします。削除のための裁判手続についてといふことですが、削除については、一般的には仮処分といふ手続を用いて行つてることが通常です。発令されるまでに審理期間一、二か月程度の時間がかかるんですけども、一定程度時間がかかること自体はしょうがないと思つてはいるんですけど、削除が認められるものがかなり限定的になつてしまつて、人格権に基づく削除請求権が基本、あとは知的財産権に基づく差止請求があり得るのですが、それ以外のものについては基本的に削除が難しいといふ問題があります。

例えば、営業権侵害とか、社内情報が流出してしまつたといふようなケースですと、不正競争防止法でいふ営業秘密に当たるような重大なものであれば削除できる余地はあるのですが、それ以外のものだと、人格権と関係しているものではないといふことなので、なかなか削除ができないケースがあります。ですので、こういうケースについて何かしら対応できるようなものがあつてもよいのではないかとと思つております。

次のページをお願いします。削除仮処分では、投稿から一定の時間経過がある場合ですが、けれども、「保全の必要性」が否定されて仮処分が出せないと言われてしまうケースがあります。そうすると、削除のための本案裁判、通常の裁判をする必要がどうしても出てきてしまうこととなりますが、それについては月に1回ごとの期日しか入らないのが通常です。なので、時間がかかってしまうという問題があります。

あと、仮処分では、削除と開示が現状では一緒に申し立てることができます。管轄が同じになる限り一緒に申し立てることができることになっているわけですが、プロ責法上、新しい裁判手続が定められましたが、それとは一緒に申し立てることができません。ですので、削除と開示を一緒にやりたいと被害者が考える場合、別々な手続を申し立てていく必要があって、そこについて被害者の負担が増えている現状があります。ですので、プロ責法上、削除についても裁判手続に持っていけるような何かしらの手続を考えられないのかなと思っています。

次のページをお願いします。サイト側に対応を検討してほしい事項ですけれども、「殺到型」や「炎上型」と言われるものですが、1人の人に対していろいろな人から誹謗中傷、権利侵害があるものないものを含めてですけれども、寄せられるというケースです。そういうケースにおいて、個別に全ての投稿の削除や開示を求めるのは、そもそも現実的ではないという問題があります。他方で、被害者は総体として大きな衝撃を受けることになってしまうので、救済の必要性は高い事例なのかなと思います。

ただ、個別の投稿が不法行為に当たるとは言い切れないものが多いですので、そうすると、裁判実務上は権利侵害は原則として個々の投稿ごとに判断することになっているので、総体としての被害は大きいけれども救済ができないことはどうしても生じてしまいます。また、なかなかスレッド全体の削除とかアカウントの削除、粘着して繰り返し書き込みをされるケースも多いわけですが、そういう場合にアカウントの削除とかということはなかなかコンテンツプロバイダ側もやってくれないということになってくるので、この部分についての救済を何かしら考える必要があるかなと思っています。裁判手続ではなかなか対応が難しい分野だと思いますので、サイト側に何かしらの積極的な関与を考えていただきたいなと思っています。ところでございます。

次のページで最終ページだと思うんですが、私からはこれで発表を終わらせていただきたいと思います。

【宍戸座長】 清水先生、ありがとうございました。

それでは、ただいまの清水先生の御説明につきまして、構成員の皆様方から御質問、御意見があればいただきたいと思います。またチャット欄で私にお知らせをいただきたいと思いますが、いかがですか。

【宍戸座長】 では、時間稼ぎもありますが、私から清水先生に御質問させていただきたいがございます。

サイト側に対応を検討してほしい事項、10ページですね。こちらで「殺到型」「炎上型」への対応ということがございまして、これは非常に重要なことだと思うのですが、実際に、例えば今こういう状態だから、これこれを止めてほしいというのを、どのようにお願いすればいいんだろうかと。被害を受けている方が、今、被害を受けていますということはもちろんあると思うのですが、現実のサイト側のほうでは、ここからこの範囲とか、今、このアカウントに対していろいろやられているといったことに対応するのかと、どういうやり方、言い方をすれば、サイト側が現実に対応可能かということも含めてですが、何か先生のほうでアイデアがあれば教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【清水氏】 なかなか難しい問題だと思っていまして、例えばInstagramですと、コメントが公開コメントでやる場合とDMで寄せられる場合があったりするわけです。DMは常に開放されてしまっているんで、幾らでも見れてしまう状況なので、例えばDMを閉じられるような仕組みにするとか、自分で自衛できるような仕組みも取りあえずとってほしいなというところが一つあります。

あとは、Yahoo!みたいにコメント欄を全部閉じるとか、そういうことができればいいのですが、SNSに対して寄せられている状況になってくると、なかなか、どう対応すればいいのかというのは、今、ノーアイデアな状態です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。こういうことについて投げかけてみて、SNSの事業者の方に、こういうことだったらできるとか、いや、土台こういうことは無理ですとか、いろいろ伺ってみたいなど、先生のお話を伺って思いました。ありがとうございます。

それでは次に、森先生、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。清水先生、大変勉強になりました。本当に示唆に富んだ御発表をいただいて、ありがとうございました。

今、ちょうどこのページが表示されていますので、ここについて申し上げますと、スレッド削除、アカウント削除、ただこれが当然求められる場合はあり得ると思いますので、

もう御案内だとは思いますが、法務省でインターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会、宍戸先生が座長をされまして取りまとめをされまして、別冊NBL180号ですけれども、その中で、特に差止めについて現実的な課題がいろいろある中で、これについても一定の場合にはアカウント削除やスレッド削除などできるんじゃないかと言っていますので、実務的にはもしかしたら不十分なのかもしれませんが、場合によっては証拠としてお使いいただいて、裁判所のルールをプッシュしていくことができるのかなと、そういうことの一助になるかなと思いましたので、まずそれを、恐らく清水先生も先刻御存じだと思いますが、この会議の席上で申し上げておきたいと思います。それが1点目です。

もう1つ、冒頭で、裁判所から言われないと削除しないということがあったと思います。2ページですね。削除や開示は、基本的には裁判所がそれを命じた際にのみ応じる対応になっているとありまして、これは私、衝撃を受けておりまして、私の場合、もう裁判所にあまり行かなくなってしまうと、現役ではないので教えていただきたいということですが、早々に削除しておかないと、削除から時間がたってしまうと、これは本来であれば対応すべきときに対応しなかったということで損害賠償請求を受けることになるので、そこは削除に関しては比較的やっていたのではないかと思うのですけれども、そうではないのだなというのが衝撃でした。もしかすると、これは通報に関する問題点との関係で、そういうことになっているのかもしれませんが。あるとき、こちらとしては削除請求していると。それが裁判所でも立証できて、かつ、長期間放置したケースであれば、それは損害賠償請求につながるし、また、損害賠償請求のプレッシャーが運営事業者をして削除させていたのかなと思っていましたので、それについて現状を教えていただければ幸いです。

また、通報フォームについて、通報できない場合があることは非常に問題だと思いました。これはもしかすると、一定の通報効果みたいなものを擬制するとか、そういうことでなければ、知ったときでないと責任を負わないというプロバイダ責任制限法の3条の原理が達せられないといえますか、プロ責法3条1項の考え方がある意味空回りすることになり、これはこれで、運営事業者側で違法情報を探したりしなくてよいと、知らない場合には責任はないということで、表現の自由との関係では正しい考え方だったと思うのですが、逆に通報できないからいつまでたっても知らないということになると、全く対応しなくていいし、逆に言うと通報ボタンなんて置かなくていいことになりますので、ここは法制度的な工夫をしなければいけないところなのかなと思いました。

まずは以上です。ありがとうございました。

【宍戸座長】 先生、お願いします。

【清水氏】 1点目の御示唆、ありがとうございます。存じてはいますが、なかなか全体を、それこそ誹謗中傷しか書いていないというようなケースじゃないとなかなか応じてくれないのが現状ではありますので、何かしらうまく使っていきたいと思います。

2点目の、削除や開示という点についてどれぐらい対応されるのかという話ですが、私のほうも言葉不足があったかなと思っていますが、日本のサイトに関して言えば、かなり柔軟にというか、応じてくれるところは一定程度あるという認識です。他方で海外のSNS事業者に関しては、ほぼ対応してくれないという認識でして、裁判所が言わない限りは応じないというところかなと思っています。

【森構成員】 ありがとうございます。それが損害賠償請求につながることはないのでしょうか。例えばチュッパチャプス事件みたいな、あれは誹謗中傷ではないですけども、裁判所の言い回しを見ていると、一定期間内に対応すればいいですけども、ずっと放置していたらアウトだということをはっきりしているような気がするんです。

【清水氏】 結局、名誉毀損などを理由に削除の請求をしているわけなので、名誉毀損に当たるかどうかということは事実関係によって判断せざるを得ないということで、なかなか認められない。要は反論を踏まえての事実取調べをした上で、削除等が相当であると判断されましたということにならない限りは、違法かもしれないけれども、それが違法かどうかの判断ができませんということで、なかなか認められていないのが現状かなと思います。

【森構成員】 なるほど。つまり削除請求をしたときからとはならず、それだけでは違法性阻却事由があるかもしれないから分からないという考え方に裁判所がなっている。

【清水氏】 恐らくそうだと思います。裁判されている例自体があまりそんなに多くはないんだとは思いますが、あるとしても棄却されているケースが多いのではないかと認識です。

【森構成員】 分かりました。何か多くのケースにおいて、名誉毀損であれば、違法性阻却事由のうち、学生さんや普通の人が誹謗中傷されているのであれば、公共性がないので、削除請求の時点から2号をとってもらえるのかなと思ったんですけども、そのようにはなっていないということですね。分かりました。ありがとうございました。

【清水氏】 公共性のところで切るというのはなかなか裁判所はやりたがらなくて、結

局真実性はどうなのというところが一番問題にされているという認識です。

【森構成員】 そうなんです。分かりました。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、崎村構成員からもお願いいたします。

【崎村構成員】 大変勉強になりました。ありがとうございます。御質問ですけれども、削除にこのように時間がうんとかかるのは誹謗中傷とかそういう場合であって、例えばドッキングとか、要するに個人情報と特定されてさらされたりというときはもう少し迅速に動いていただけるのでしょうか。

【清水氏】 個人情報の程度だと思うんですね。これがクレジットカード番号がさらされましたとかであれば、海外の事業者も、それはさすがに問題ということで、すぐ対応してくれると思うんですが、氏名、住所、住所も何丁目ぐらいまでの話だと、それだと特定されているとまでは言えないという話で、なかなか対応してくれないという認識です。

【崎村構成員】 そうすると、例えば氏名では対応してくれないわけですね。先日、先週くらいでしたか、Vtuberさんたちがやっているホロライブやにじさんじから共同でアナウンスが出ていましたけれども、中の人と特定されるとかいうのもかなり被害があるわけですね。そういったものは、そうすると、単に名前が出ただけだからとか写真が出ただけだからとかいって、難しかったりするんですね。

【清水氏】 それだからといってすぐに対応してくれるかということ、そういうわけではない。特に海外事業者の場合には、基本的には裁判手続必須という認識です。

【崎村構成員】 なるほど。何でこんなことをお伺いしたかということ、VTuberさんとかは有名人だからというのはあるかもしれないですけども、それでも問題だとは思っているんですが、これからメタバースなどが普及してきたりしたときに、一般人もこういうものに巻き込まれていくんだらうなと思ってお伺いしました。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、森先生、お願いいたします。

【森構成員】 すいません、度々申し訳ありません、ありがとうございます。今の崎村さんのお話ですけれども、それは名誉毀損でなければ、事実関係ということではないので、プライバシー侵害も知的財産権と同じように即いけるのではないかなとは思って、少なくとも日本の裁判法理上は、平成11年の神戸地裁の、電話帳に掲載された情報を掲示板に書きましたと。でもそれは電話帳には書いてあったわけですけども、ちょうどその

掲示板の周辺で、その人はけんかしていた、いろいろな人たちともめていたので、住所が分かっちゃったから、注文していないお寿司が来るなど、そういう被害が発生しましたみたいなことありまして、それでそういう単純個人情報であってもさらすことは違法ということになっていると思いますので、海外の事業者さんは対応しないということかもしれませんが、その場合でも、削除請求されれば、その削除請求されたときに、あるいはそれから合理的な期間内に対応すべきであるということですから、それ以後の放置は損害賠償請求につながるはずなのにと感じて伺っておりました。それが1点目です。

もう1つは、8ページにお書きのことですけれども、差止めの範囲が狭いこと、これは本質的な問題だと思います。人格権と知的財産権になっていて、営業権侵害とか社内情報の流出に係るものは削除困難であると。これは不正競争防止法違反のものを除くというお話でしたけれども、これはごもっともだとは思いますが、ただ、全体として差止めというのは表現の自由との緊張関係にある制度ですので、社内情報の流出といってもいろいろあるわけですし、例えば告発であったり、報道であったりということはもちろんあるわけですので、請求される側で、これはそういった価値のないものであると。表現の自由としてのですね。今、ちょうどセキュリティーインシデントを報道することが是か非かみたいな話になっていると思いますけれども、そういった表現の自由との関係のないものであることを御主張いただければ、また違う考え方もできるのかなと思いますけれども、今、このようにお話しいただいても、なかなか表現の自由との切り分けができないので、何か新しい法制度を提案するのは難しいのかなと感じて伺っておりました。

以上です。

【宍戸座長】 清水先生からいかがでしょうか。

【清水氏】 営業権など、今、森先生が御指摘されたとおり、どこまで行けば問題なのかということが、なかなか定義するのは難しいというのはおっしゃるとおりかなとは思っています。

他方で、何かしら、どういう場合だったら何ができるのかと。人格権侵害というのはどうしても狭いので、会社の場合ですと名誉毀損しかあり得ないという状況になってくるので、会社情報が流出してしまったようなケース、何かしら救済を考えてもいいのかなとも思います。どのように定めるかということは非常に難しいのは、おっしゃるとおりかなとは思っています。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかに、清水先生の発表に関連して、何か御質問や御意見ございますか。

【宍戸座長】 それでは、清水先生、どうもありがとうございました。

【清水氏】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 よろしく願いいたします。

それでは、資料4につきまして、生貝構成員から御発表をよろしく願いいたします。

【生貝構成員】 一橋大学の生貝でございます。それでは私のほうから、EUのデジタルサービス法と、それが持つ日本の制度の在り方への示唆ということで、お話をさせていただきます。

2ページおめくりください。EUのデジタルサービス法については、特にこの研究会でも、三菱総合研究所様のほうで法案段階のときから御紹介をいただいていたところでございますけれども、それが先般、正式に成立をして、全面的に適用開始されるのは2024年2月になっております。その内容は、かなり本研究会で議論をしてきた問題意識とも相当程度重ねるところが多い、全体を通じて93条から成る極めて膨大な条文でございますけれども、今日は特に以下の3つの観点から、DSA、デジタルサービス法の主要規定を概観して、そしてそれらそれぞれが持つ今後の日本における検討の方向性に対する示唆について、いくつか私見を述べたいと思います。

大きく、膨大な条文の中でも、個人的に主なポイントは、この3点だと思っております。コンテンツモデレーションについての透明性と、それから救済。そして違法コンテンツへの対応について、しっかりプロセスを明確化すること。また、超巨大なプラットフォームに関する特別のモニタリングをどうやっていくか。

なお、以下にコンテンツモデレーションに関する定義も置いておりますけれども、違法または利用規約違反に関する検出、識別や、あるいはそれらのコンテンツに対する降格とか収益不能化、アクセス不能化、削除といったような措置であると定義されているところであります。まず、この3つについて、今後大きな我が国の検討の方向性にもなるのではないのかというのが最初のメッセージです。一つ一つ参りたいと思います。

次、お願いいたします。これはほぼおさらいという形になりますけれども、デジタルサービス法では、仲介サービス全体をまず対象にした上で、さらにホスティングを行うサービス、その中でも特にオンラインプラットフォーム、この中にSNSとか、マーケットプレイスとか、アプリストアとか、あとは宿泊仲介のプラットフォームなどが含まれるわけでございますけれども、さらにその中に、一部、今日の議論と直接は関わりないですけれど

も、取引プラットフォームを定義づけて特別な規律を課していたりする。それらの一番大きなものとして、超大規模オンラインプラットフォーム、VLOPというものを定義して、ヨーロッパ、4億5,000万人という人口のうちの大体1割くらいを占める利用者数を持つオンラインプラットフォームに対して加重的な義務を課するという、この段階的な規律をとっているというのは御記憶いただいているかと思います。

そのほかに、超巨大なオンライン検索エンジンについても、VLOPに課される加重義務の部分とほぼ同様の義務が課されているわけですが、今日の話題で申しますと、基本的には取引OPの義務を除いて、SNS等の事業者のうち特に巨大なものに関しては、この全てがかかってくるとごっそり申し上げていいかと思います。

次お願いいたします。まず、コンテンツモデレーション、透明性と救済というところの透明性についてでございます。さっきのコンテンツモデレーション、まずどのようなことをやっているのかということのポリシーを利用規約にしっかり明示すること、果たしてどのような方針・手段・ツールをつくっているのか、どういった内部苦情処理システムを用意しているのかを明示し、しっかりと基本権等の利益に配慮した形で、情報の制限というものを行わなければならない。さらにVLOPとVLOSEについては、全加盟国の言語でこういった情報を提供しないとイケない。さらに、これまで事業者様が自主的に行ってきた透明性レポートについても、これは仲介サービス全体に課される、一般的な義務からVLOPまで加重的な義務が段階的に規律されているわけですが、特に記載すべき内容について、当局の命令・対応、あるいは違法か規約違反の、それぞれ別途どういう形の区分で通知対応がなされたのかの件数と、対応時間がどのくらいかかったのか、コンテンツモデレーション担当者の訓練はどのようなものをしているのか、それから自動処理の仕組みについての情報といったようなことについて、これは基本的にOPの義務を指しておりますが、VLOPは加重的に、きちんと様々な国の利用者ごとの対応状況が分かるように、加盟国の公用語ごとに整理して情報を出さないとイケないことになっている。

さらに、これは理由の説明ということで、様々な形でコンテンツの削除、降格、アカウント停止などを受けた利用者には、しっかりその理由を明確かつ具体的に説明しなければならないといったところがかかれてる。そのほかに関連するところとして、広告の透明性、ターゲティングパラメータの明示、レコメンデーションについても様々透明性の規律が置かれておりますけれども、これまでのこの研究会の議論の敷衍という形で考えても、コンテンツモデレーションのポリシーその他の明記ということ、それから透明性レポート

についても、こういうことは世の中に対してしっかり公表してくださいといったことを、しっかりと明確化していくこと。さらに、削除やアカウント停止等を受けた利用者に対してしっかり理由を説明すること、こういった透明性というのは、様々な枠組みを考える余地があるのだらうと思います。

次のページに行ってくださいと、こちらは救済の側面でございます。これらの救済に関する規定は、様々な権利侵害等を受けてコンテンツを削除してくれと言った。しかしなかなか聞いてくれないとか、逆に間違っただけで削除されてしまったといったこと、アカウントを停止されてしまったところに関して、しっかりとプラットフォームのほうで救済を行うことを求めているわけでございます。

まず一つは、内部苦情処理システムをしっかりと整備しなければならない。苦情が申し立てられた場合には、しっかりとその内容を真摯に精査して、行動する・しない、いずれにしても判断が誤っていた場合には、その決定を覆す。アカウントなどであれば、停止してしまっただけであればちゃんと回復するなど、そういうことが義務として定められる。さらに、そういった判断が納得できないものであった場合は、裁判に行く前に裁判外紛争処理を利用する権利も利用者に与えられる。ADRに対する当局の認定の仕組みもあつたりするんですけども、こういった苦情の処理が公正・公平に客観的に行われるために、内部苦情システムについての一定の枠組み、あるいは裁判外紛争処理機関の関与の在り方も検討の余地があるのではないかと思います。

次のページに移っていただきまして、こちらは違法コンテンツへの対応というところでございます。全体としてDSAでは、新しい違法情報の区分の定義を創設しておらず、その定義は、ほかのEU法及び各国法に委ねられています。そしてその責任制限は、従来の電子商取引指令を踏襲する形で、特にホスティングに関しては、権利侵害に対する、違法コンテンツに対する現実の認識を持ったときに責任を負わされるという形になっている。さらに、一般的な、常時サービス全体を監視しなければならないという義務は課さない。これも旧来からの踏襲でございます。

そして、先ほどの清水先生のお話の重要なところでは、この通知と行動、違法コンテンツの通知を受けて行動するメカニズムについての一定の詳細な規律が置かれているところでございます。少し口頭で補足をいたしますと、まず、こういったプロバイダの側は、そういう通知を受ける窓口を、きちんと分かりやすくユーザーフレンドリーな形で提供しなければならない。そしてさらに、記載内容として、きちんと理由をしっかりと書けるといっ

たことを含めて記載内容に関する規律も定めた上で、そして、プロバイダが受けた通知が、詳細な法的検討を行わなくてもプロバイダが判断できる場合は、その現実の認識を持ったと推定されるといった認識の推定という規定も置かれております。通知を受けた場合には、ちゃんと過度の遅滞なく、受領しましたという確認を通知してくれた人に返さなければならない。そしてさらに、それに基づいてどういう決定をしたのかということ、不当に遅れることなく、通知した人にちゃんと伝えなければならないといった義務も課されている。さらに、認定トラステッドフラグラー等が例えば想定されているわけですが、特にここがしっかりしているといったようなところから受けた通知は、ちゃんと優先的に対応しなければならないこと。それからあとは、反復して例えば違法コンテンツを投稿したりする人たちに対しては、ちゃんと事前の警告を行った上でサービス停止等の措置を課さなければならないといった規定もあるところです。

そういったときに、以下に書いてあるとおり、一般的監視義務を求めることまでは日本でもすべきではないのだろうと思います。また、例えばアメリカでは通信品位法230条の撤廃といった議論もされていたりするところですが、それと比べると表現の自由に対してもかなり配慮した内容にはなっているであろうところ、そういったような中で、通知と行動メカニズムを、プロバイダ責任制限法における免責要件との関わりも含めてしっかり精査していくこと、また、トラステッドフラグラーの仕組みもしっかり参考にして、中立公正な第三者によるそういった判断の関与も積極的に考える余地があるだろう。また、反復侵害者への対応も重要な論点になってくるのではないかと思います。

次お願いします。そして、特に非常に巨大な人口10%以上が使うようなものについては、個別の権利侵害とかモデレーションに関する透明性・救済とはまた違ったレイヤーとしての、システムとしてのリスク、それは社会の分断をもたらすようなディスインフォメーションなどを想定したマクロなリスクと表現してよいところに関して、特別な規律を課している。そして御承知のとおり、リスクの特定・分析・評価を行わなければならない。特に違法コンテンツ流布から、基本権に対する影響、市民言説、選挙、ジェンダー暴力、公衆衛生等々といったことが書かれている中で、炎上という言葉がDSAの中に出てくるわけではないのですが、それがシステムリスクと考えられるのであれば、もしかすると枠内に入ってくるのかという気もいたします。

さらに、そのリスクを、ちゃんと合理的・比例的・効果的に緩和しなければならない。そして、特にウクライナ情勢を受けて、危機対応メカニズムに関する特別な条文も入った

りしたところでございます。そのほか、基本的にこの規則の遵守に関しては、VLOP/VLOSE以外には各国当局に委ねられているところが多いんですけども、VLOP/VLOSEについては、特に欧州委による調査や情報提供、モニタリングのほか、独立の監査、あるいは当局や適格研究者へ、ちゃんと規則が守られているかを精査できるデータを提供するといった義務も含めて、特別に強化されたモニタリングの仕組みを置いているのも特徴です。

日本においても、これまでの論点に加えて、システムとしてのリスクを視野に入れて、特に影響力の大きい事業者様に対する継続的なモニタリング、対話、それを通じてしっかりリスク軽減を進めていくことが、場合によっては別の文脈ですけども、取引透明化法の仕組みなどもある種の参考にしながら考えていく余地があるのではないかと感じるところです。

次のページお願いいたします。主な話題はここまでですけども、その他少し興味深い規定を幾つかピックアップしております。例えばオンラインプラットフォームに関しては、ダークパターンの禁止という義務も課される。さらに、GDPRの特別カテゴリー個人データ、日本でいう要配慮個人情報をプロファイリング広告に使ってはならない。未成年利用者の保護に対する全般的な措置も行わなければならない。未成年利用者の情報をターゲティング・プロファイリングに使うことの規律も置いている。それから、この規則は全体として、かなり抽象度の高い義務も置いているわけでございます。そういったことに関する、きちんと官民対話に基づくコードオブコンダクト、行動規範をはじめとしたルール形成の装置も置かれているところ、我が国においても、こういった論点に関して、どういう形でどういう主体が行うかはさておくとしましても、一定の視野に入れておく必要はあるのではないかと。特に行動規範の策定は、こういった場においても重要な論点になってくるのではないかと考えます。

雑駁でございますが、私からは以上です。御清聴ありがとうございました。

【宍戸座長】 生貝構成員、毎回ながら非常に分かりやすい、そして非常に貴重な御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、構成員の皆様方から御質問あるいは御意見があれば承りたいと思います。またチャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますが、いかがですか。

森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございました。生貝先生、今回もまた大変勉強になりました。

ありがとうございます。

私も先ほど来の清水先生のお話で、通知のところは大きな問題だなと思っておりまして、御指摘をいただきました6ページの3つ目のところ、通知できるようにするということだと思うんですけれども、推定というのがありまして、知ったものとするということだと思うんですけれども、これはもしお分かりでしたら、どういう推定なのかというのを教えていただければと思います。どういうことを原告のほうで言えば、訴訟じゃないので、そういうのじゃないのかもしれないですけれども、申し立てるほうでどういうことを言えば、どういう推定が働くのかということ、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思えます。

あと、システミックリスク、7ページですね、これもまた非常に重要なプラットフォームサービスに関する研究会の中心的関心事だと思うんですけれども、ここで言われているシステミックリスクは、基本的には分断を招くような、あるいは差別を招くような投稿についての対応と理解してよろしいでしょうか。分断に関しては、プラットフォームのリコメンドの仕組みとか、そういうものも非常に関係はあると思うんですけれども、どちらかという、例えば差別的な投稿がすごく一時的に増えたらどうするかとか、そういうことなのかなと伺いまして、あまりリコメンドとか、あるいは広告とかアルゴリズムとか、そういうこととは別に、この34条以下のシステミックリスクは規定されているのかなと思つたんですけれども、それについても教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

【生員構成員】 ありがとうございます。まず、1点目に関しては、条文としては、その通知が詳細な法的検証を行わずとも情報の違法性を識別できる場合、違法コンテンツについての現実の認識があったとみなされる。そしてヨーロッパでは、違法情報についての現実の認識があった場合には、ちゃんと対応しないと責任を取らされるという場合なので、違法性が明確であるかといったことを一つのメルクマールにしているように、条文からは見受けられるかなと思えます。

それから2点目、システミックリスクについては、レコメンデーションやアルゴリズムなど、そういったことを非常に強く意識しているという認識です。例えば合理的・比例的・効果的緩和措置の中には、例えばインターフェースの設計やアルゴリズム、モデレーションのやり方など、そういったところ全体の改善を含めて、リスクの低減緩和措置をとらなければならないので、プラットフォーマーの提供する仕組みが、どうシステムとして

リスクを持っているのか、その低減緩和に焦点が当てられている認識でございます。

【森構成員】 なるほど。ありがとうございます。大変よく分かりました。抜本的な規制と申しますか、そういうことなのだなということが分かりました。ありがとうございます。

1点目もよく分かりました。私の想像と違いました。そういうことであれば、割と日本の今の法制度に近いのかなと思いましたが、逆に言うと、通知の窓口の設置みたいなことは義務づけられているということですね。

【生貝構成員】 はい。分かりやすくちゃんと通知しやすいように、そしてちゃんと返答もしなければならぬ。決定の内容もちゃんと伝えなければならぬ。そういったところも含めて規律されているということであるかと思えます。16条でございます。

【森構成員】 なるほど。ありがとうございます。よく分かりました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。

【宍戸座長】 では、私からもぜひ生貝構成員に教えていただきたいことは、この後の話ですけれども、またEUでございますので、実際にこれを施行するための各種のガイドラインとか、また大手プラットフォーム事業者、まさにVLOPですか、こういったところの対応状況とこの新しい規制に対して、賛成ということはないのかもしれませんが、非常に抵抗しているのか、それとも今、コンプライに向けて準備をしているのかと。あるいはEUにおける世論と申しますか、あるいは各国も含めてかもしれませんが、DSAに対する受け止めというので、何か御承知の点で日本において参考になりそうな話があれば教えていただければと思えますが、いかがですか。

【生貝構成員】 ありがとうございます。いろいろな議論があるかと思うのですけれども、立法プロセス及び現状も含めて、比較的広く受け入れられているものかと思えます。これはほかの方々から見て、ほかの見方があれば教えていただきたいんですけれども、そのように感じています。

まず一つは、デジタルサービス法と、もう一つ、デジタル市場法とがセットで出されましたときに、プラットフォームさんの収益に関しては、デジタル市場法のほうが非常に影響が大きかったこともあり、ブリュッセルでの様々なポリティカルなやり取りを含めてかなり論争がそちらにいった部分も立法経緯としてはあり、一つはあるのですけれども、実際的な内容については、一つは、アメリカで議論されているような230条の免責要件を

ざっくりと変えてしまうといったところと比べると、かなりプラットフォームの特にリスクに応じた、しっかりリスク特定評価を含む穏健なやり方だと評価されている部分はあるのかなと思います。そして、今後、様々な特定の技術的な部分に関するスタンダードとか、行動規範といったところも含めて様々な整備がなされてくる中で、具体化されてくるのはあるかと思います。

取りあえず、以上です。

【宋戸座長】 それでは、もうちょっとお伺いしたかったような気もしますが、寺田構成員からも手が挙がっていますので、それでは、お願いいたします。

【寺田構成員】 生貝先生、いつもありがとうございます。疑問になっているところがどんどん分かってきて、ありがたいなと思っています。

その中で、このDSAですけれども、対象としているものが違法なものということで、フェイクニュース系のほうをイメージしていたんですが、比較的、対個人的な部分での誹謗中傷みたいなものもこの中に含まれると考えていいのかということと、もし含まれるのであるとすると、多分ガイドラインとかをつくっていく段階で、まるっと一緒に考えて同じようにやっていくのは多分難しいと思うので、そういったところはまた個別に別々考えて進んでいくようなものなのかということ、どう見ていらっしゃいますか。

【生貝構成員】 ありがとうございます。特に各国法とかほかのEU法で違法とされるようなものであれば、先ほどの通知・対応メカニズムを含む、様々な明確化されたプロセスによって対応が進むことが促進されるし、また、利用規約違反に対する対応も、苦情処理の仕組みなどでは広く対象になってまいりますところ、個別のレベルといった意味でも、相当ある程度の影響があるのではないかと思います。

また、このシステミックリスクに誹謗中傷のようなものがどのくらい含まれてくるのかというのは、これから様々な行動規範などで明確化されてくるころだと思うのですが、これも例えば特定のアルゴリズムやサービスの設計そのものが、そういうものの増幅に寄与しているような場合には、ちゃんと合理的な比例的な効果的な措置をとろうといったことになってくる可能性はあるのかと思います。

ただ、それを具体化していく作業は、今後様々な、相当程度、事業者様の主体的なサービスの特性に応じた対応を進める中で、だんだんと時間をかけて見出されてくる部分もあるのかなと思います。そこはあまりヨーロッパとしても決め打ちはしないし、できないといったところを、実効性のあるこうした枠組みと併せて自主性の空間をつくっているかと

いう認識でございます。

【寺田構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、山本構成員、お願いいたします。

【山本構成員】 ありがとうございます。資料の4ページ目ですけれども、すいません、私、遅れて入ってきて、既に御議論があったところかもしれないんですけれども、レコメンダーシステムの最後のところ、レコメンダーシステムのパラメータ明示とユーザーによる修正可能性というところなんですけれども、私、これを見て、フィルターバブルというんですか、そういうものの可視化や、フィルターバブルから抜け出て、プロファイリングのかかかっていない、魔法のかかかっていない世界を主体的にのぞいていけるというんですか、そういうもののために、最近提唱している情報的健康みたいな実現のためには結構重要な仕組みなのではないかなと思っているんですけれども、この辺伺いたいのは、もし御存じでしたらということなんですけれども、気になるのはパラメータの明示といったときの粒度ですよね。どこまで要するに透明化したらいいのかということと、もう一つは修正可能性のところ、本人がどこまで主体的に、出し方というか、そういうものにまで関与できるのかという、その具体的なイメージについて何か共有できればなと思いましたので、お分かりであれば教えていただきたいということです。

それから、そもそもEUでレコメンダーシステムの透明性が導入される根拠が何なのかどうか。つまり、どういう問題に対応するために、あるいはどういう課題に対応するために、この透明性というのが入っているのかということについて、お分かりであれば教えていただきたいなと思います。

最後、このスライドの一番下のところで、生貝先生的には、①②③については日本でも一定の枠組みを設ける余地があるのではないかと書いてあるんですが、このレコメンダーシステムについてはどういう御意見なのかなというのを率直に伺いたいと思いました。

以上です。

【生貝構成員】 ありがとうございます。情報の粒度としては、かなりレコメンダーシステムで使用するメインパラメータというようなざっくりとした書きぶりをした上で、最も重要な基準や総体的な重要性の理由といった、何でこういうパラメータを重要なものとして位置づけているのかとか、そういったところまでは含まれるようであります。そこから先、具体的にどうするかは、様々行動規範なども含めて具体化されてくる部分もあるの

かなとは思うところであります。

そして、その背景については、詳細な議論がすぐには手元には出てこないんですけども、なぜこのような情報が自分のところに表示されてくるのか、そういった背景をしっかりとある程度利用者の側としても知ることができるようにする。そして、ある種のマニピレーションのようなものへの対処も含めた透明性を確保していくのが一つはあるのであろうと。また、さらに、VLOPに関しては、プロファイリングに基づかないオプションもちゃんと提供しなければならないといったところで、そういう個人データ処理からの自由、匿名でサービスを使う自由も確保していこうというところは、個人データ保護という文脈とも接続される部分があるのだらうとは感じているところではあります。

【山本構成員】 ありがとうございます。

【生貝構成員】 個人的には、ここで明記はしなかったんですけども、広告というところも含めて、個人的にはぜひ積極的な検討をしていく必要があるだろうと思っています。そのときに、どのぐらいの規模の事業者様を果たして対象にしていくのかなどの論点はあろうかと思えますけれども、個人的には大変重要な論点だと思っています。

【山本構成員】 すいません、ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございますか。全体として何か御意見、御質問、言いそびれたとか聞きそびれたとかいうことがあれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【宍戸座長】 それでは、生貝構成員、ありがとうございました。

【生貝構成員】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 それでは、ここから少し私からも御提案がございます。

本日、安江さん、清水先生、それから生貝構成員から、誹謗中傷等含めて、様々な現在のプラットフォーム、SNSをめぐる状況や課題、あるいはその前提となるアンケート調査など、非常に多くのインプットをいただきました。これらの御発表、また構成員の皆様からの御質問や意見交換を鑑みますと、非常に今後、このプラットフォームサービスに関する研究会として議論すべき内容が多岐にわたることが改めて確認されたかと思えます。

そこで、この際でございますけれども、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策につきましては、本研究会の下にワーキンググループを設置し、そこで集中的な検討を行い、その結果をこの研究会、親会にフィードバックしていただくという手順で検討を進めてはどうかと私から提案申し上げます。

つきましては、事務局より資料5-1、それから5-2、「誹謗中傷等対策ワーキンググループの設置について」を用意していただきましたので、これの御説明をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局でございます。資料5-1、5-2について説明を申し上げます。

資料5-1をおめくりいただいて、「誹謗中傷等対策ワーキンググループの設置について」を御覧ください。ただいま宍戸座長からもございましたように、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関する検討を進めるに当たり、専門的な観点から集中的に御議論いただくため、プラットフォームサービスに関する研究会の下に、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループを新たに設置し、御検討いただくこととしてはどうかと記載してございます。

その際、検討の主な論点としては次のとおり考えられるところ、どうかと挙げております。①プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの透明性・アカウントビリティ確保の在り方、②違法・有害情報の流通を実効的に抑止する観点からのプラットフォーム事業者が果たすべき役割の在り方、として論点を挙げてございます。

この検討に当たりましては、誹謗中傷等の対策の実務に関する有識者や、ユーザーの声を代表する有識者にも加わっていただくこととしてはどうかというところを掲げてございます。

さらに、この点を深くするためにも、プラットフォーム事業者、誹謗中傷等の被害者等、ユーザーの声を幅広く集めながら検討するために、このワーキンググループの開催直後には意見募集を実施することとしてはどうかと挙げてございます。また、検討に当たっては、幅広い関係者からヒアリングを行うこととしてはどうかとしております。

誹謗中傷対策が喫緊の課題であることを踏まえ、来夏を目途に、プラットフォームサービスに関する研究会、親会に報告できるよう、ワーキンググループにおいて検討を進めることとしてはどうかというところを挙げてございます。

資料5-2につきましては、このような設置の案についてのポイントを踏まえまして、事務局において、案として作成しているものでございます。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

今、事務局に御説明いただいたとおりでございますけれども、何か、こういうことをや

っていると、今後この研究会で何か発表していただく人がいなくなるのではないかというのは若干不安ではございますが、しかし、ぜひ清水先生に引き続き御協力をいただきたいということで、お名前を挙げさせていただいているものでございます。

構成員の皆様から、何か御発言、御注意いただくべき点はございますか。

【宍戸座長】 それでは、確認になりますが、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策につきましては、今、御説明がありました資料5-1、5-2により、ワーキンググループを設置して集中的に御議論いただき、その結果を本研究会にフィードバックしていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、お認めいただいたということで、ワーキンググループの詳細、今、ここに資料5-1、5-2、案でございますけれども、これの修正等も含めまして、何かありましたら調整が必要な場面が出てくるかと思いますが、それにつきましては本研究会の座長であります私に御一任をいただけないかと僭越ながら考えておりますが、この点いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、お認めいただいたということで、ワーキンググループについては速やかに設置をし、検討を開始させていただきたいと考えております。

それでは、本日の研究会の最後となりますけれども、今後のスケジュールなどにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局でございます。資料6に基づきまして、今後の検討スケジュールについて説明申し上げます。

今後の検討スケジュールにつきまして、まず、親会でございますけれども、第40回会合を本日、生員構成員、清水先生、MRIの安江様から御発表いただきまして、ワーキンググループの新設について御議論をいただいたところでございます。

今後の大まかな予定といたしまして、偽情報対策の関係につきまして、冬、2月頃から4月頃にかけて、ヒアリングを行いつつ検討を行うことを検討しており、案としてお示ししてございます。

また、フィルターバブル・エコーチェンバー関係につきましても、春頃を目途にいたしまして、ヒアリングを踏まえた検討を行っていただいたらどうかというところでお示しを

しております。

また、ただいま、設置について合意がございました誹謗中傷等対策ワーキンググループにつきましては、第1回会合を近々にも開催いたしまして、また、意見募集を実施いたしまして、検討アジェンダを決定することを2月の冒頭にも行い、そこからヒアリングを踏まえた検討を行っていただき、6月には報告書の案のような形でお取りまとめいただいたものを、親会に御報告をそれ以降行っていただくと。そして、親会における御議論、誹謗中傷等対策ワーキンググループにおける御議論、それぞれを親会において取りまとめまして、パブリックコメント等を経て取りまとめていくというスケジュールを案としてお示ししてございます。

説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

今、事務局より御説明がありましたスケジュール等につきまして、御質問のある方がおられましたら、お願いをいたします。またチャット欄で私にお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【宍戸座長】 このプラットフォームサービス研究会、様々なアジェンダについて、多岐にわたり検討してまいりました。また今後も続くということで、構成員の皆様にはこれまでも、また、これからもいろいろ御負担をおかけいたしますが、どうぞ引き続きお願いをしたいと思います。

それでは、本日の議事はここまで全て終了とさせていただきます。

以上でプラットフォームサービスに関する研究会第40回会合を終了とさせていただきます。本日は、皆さんもお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

またワーキンググループでお目にかかる方も、別のワーキンググループも含めておられるかと思いますが、そうでない方におかれましては、本年の御協力に感謝すると同時に、どうかよい年をお迎えいただきたいと思います。

それでは、本日、これにて散会といたします。

以上